

茨城県

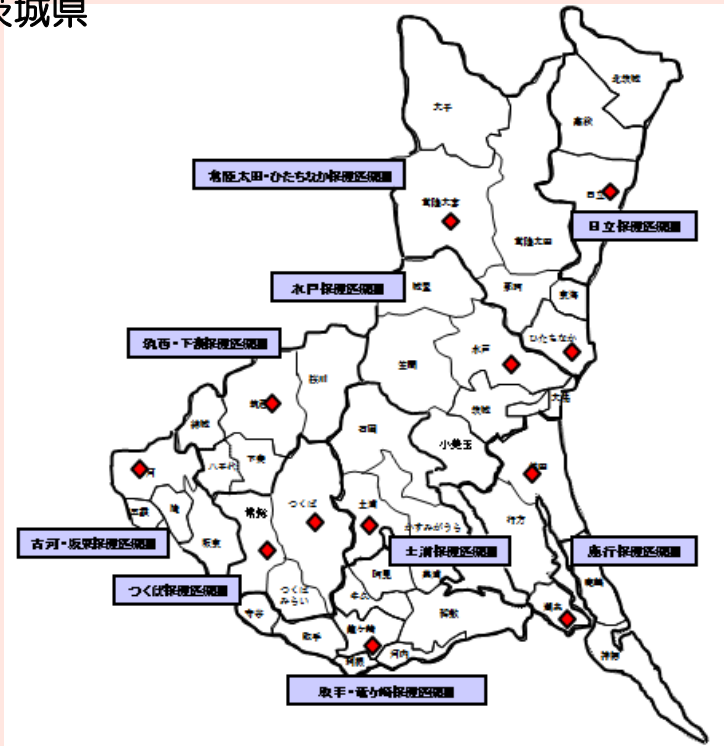
精神障害者が安心して生活できる地域 を目指して

茨城県では、保健所圏域ごとに精神障害者地域移行支援連絡協議会を設置し、圏域毎に精神障害者の地域移行及び地域定着支援体制の検討や対策を行うことで、支援体制の整備を推進している。

また、人材育成の取り組みとして、有識者による意見交換や事業者等に対する調査を基に研修組み立てを行っている。

1 県の基礎情報

茨城県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 精神障害者の支援に従事する保健・医療・福祉関係者の対応力向上のための基礎的研修の実施
- 横断的研修：支援プログラム作成担当者の研修の実施

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- 保健所圏域ごとの地域移行支援連絡協議会開催
- 「精神医療福祉マップ」支援者用と当事者用の作成
- 精神科と身体科医療機関の連携推進（検討会、研修）

基本情報

圏域数	9圏域：障害福祉圏域（二次保健医療圏域）
人口	2,909,974人（H27.9.1常住人口）
精神科病院の数	33病院
精神科病床数	7,368床（H28.2.1現在）
入院精神障害者数 （H27.6.30現在）	3か月未満：1,024人（16.9%）
	3か月以上1年未満：804人（13.3%）
	1年以上：4,226人（69.8%）
退院率 （H27.6.30現在）	入院後3か月時点：59.1%
	入院後1年時点：88.9%
相談支援事業所数 （H27.11.1現在）	一般相談事業所数：56
	特定相談事業所数：219
障害福祉サービスの 利用状況 （H27.11月）	地域移行支援サービス：2人
	地域定着支援サービス：35人
保健所	12カ所（保健所管轄圏域：12圏域）
自立支援協議会	1回／年
精神保健福祉審議会	1回／年

2 都道府県としての精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取り組みの経緯

○連携会議：地域移行支援連絡協議会の開催

- ・精神障害者地域活動支援センター I 型(県委託:6圏域)で開催(～平成24年度)
制度, 社会資源等の情報共有, 各地域で必要な研修の企画等
保健所, 市町村等の行政関係者, 関係機関が参加し, 県の連絡会議(年1回)で実績報告。
- ・保健所(12圏域)で地域移行支援連絡協議会を開催(平成25年度～)
情報共有, 地域で必要な関係機関の連携方法の検討, 研修の企画等
市町村, 地域の医療機関, 関係事業者が参加。県の連絡会議(年2回)で活動報告。

○保健医療従事者の人材育成研修：

- ・精神障害者の支援に係る保健医療従事者の基礎的研修
主催:精神保健福祉センター
対象:保健所・市町村等の行政関係者, 精神科医療機関・訪問看護ステーション等の従事者
内容:地域移行支援推進のためにカリキュラム強化(平成26年度～)

○法改正に基づく人材育成研修：(平成26年度)

- ・改正精神保健福祉法に関する業務従事者研修
対象:保健所・市町村担当者, 精神科病院従事者, 基幹型相談支援センター及び地域包括支援センター職員, 相談支援事業者等
内容:改正精神保健福祉法, 関係する法律(障害者総合支援法, 介護保険法 他)
- ・障害者総合支援法に関する研修
対象:精神科病院・訪問看護ステーション従事者, 保健所・市町村等の保健関係者 等

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯

○人材育成研修：

- ・グループホーム従事者精神保健医療研修会(平成26年度)

対象:グループホーム従事者等

内容:改正精神保健福祉法, 精神疾患や精神障害者の正しい知識, 支援方法 等

* 全グループホーム事業者に対する精神障害者の対応に係るアンケートに基づき実施。

- ・精神障害者地域生活支援従事者の対応力向上のための基礎的研修(平成27年度～)

対象:障害福祉サービス・介護保険サービス・老人福祉施設等従事者

内容:改正精神保健福祉法, 精神疾患や精神障害者の正しい知識, 支援方法 等

* 全介護保険・老人福祉事業者に対する精神障害者の対応に係るアンケートに基づき実施。

- ・精神障害者地域支援プログラム関係者研修(平成27年度)

対象:精神科医療機関従事者(退院後生活環境相談員等), 相談支援事業所(相談支援専門員), 介護支援事業所(介護支援専門員), 保健所, 市町村関係主管課職員 等

内容:講演(精神障害者の地域移行), パネルディスカッション

※平成27年度研修は, 有識者により「人材育成に係る意見交換会」を定期的に行い検討・評価

○その他人材育成に係る研修：

- ・地域ケアコーディネーター研修会

- ・訪問看護ステーション研修(看護協会主催)

- ・市町村民生委員・児童委員協会長合同研究協議会 等

○その他：

- ・精神科及び身体科医療機関連携強化研修(全体研修, 地区研修)

3-1 筑西保健所圏域の取組

○筑西保健所精神障害者地域移行支援連絡協議会

圏域内で、精神障害者の地域移行と地域生活の継続するための、連携のためのツールを作成していくことについて決定(平成26年度)。

○ワーキング部会(実務者会議)での検討(平成27年度)

- ・連携ツールの必要性と目的, 具体的な内容について実務者同士でのすり合わせ
医療や支援の可視化し, 支援しやすく必要な連携を継続的にスムーズにして, 当事者自身の生活や体調を整え, 安定した生活を過ごすためのツールとする。
- ・「精神障害者地域支援連携パス(こころの生活支援手帳)」作成

○今後の方向

- ・まず, 保健所関与の入院患者で, 病院や関係機関の協力をもとめ連携ツール試行をして検討する。
- ・全県的な連携ツールとしての活用に繋ぐ。
- ・精神科病院での退院支援カンファレンスの開催方法(手順:シート)について検討する。

○取組に関わった職員の声

- ・精神科病院, 地域援助者や市町村と協働した具体的なパス作成を通じ, 相互理解が深まり, また, 今後, それぞれの立場で, このパスを活用した患者を中心とした連携を行うことで, 地域支援体制の整備への発展が見込まれる。
- ・患者自身がパスを使うことで, 疾病理解がすすみ, 自ら地域で生活を継続するための力量形成に繋がる可能性を感じている。

4 都道府県としての来年度への抱負

地域移行推進のための人材育成について

- ・県として、精神障害者の地域生活支援を行う保健・医療・福祉従事者に係る基礎的な研修を整理し実施することとしたが、今後、市町村や地域の事業者など民間団体が行う研修についても整理し、連携して行うなど協力体制を検討する。
- ・医療従事者、特に入院中の患者の退院支援をする者に対する地域移行に係る意識付けや地域の支援者との連携に係る知識などの研修を、精神科病院協会など団体と連携して開催できるように工夫する。
- ・地域移行に係る多職種横断的な人材育成研修の効果的实施について、具体的に検討し、実践する。
- ・現在は、人材育成研修について実務者レベルで検討している「精神障害者地域移行推進に係る意見交換会」の位置づけを検討する。

地域移行の推進について

- ・支援者用「精神医療福祉マップ(平成27年度作成)」の配布と利用方法周知。
- ・相談支援事業者が行う精神障害者に係る相談支援マニュアル作成(平成28年度中)。マニュアル内に連携ツール(医療から地域支援関係者への情報提供書、地域支援連携パスなど)も導入検討。マニュアルは各市町村が行う相談支援事業者に対する研修での利用を予定。

5 次年度の戦略

長期目標

- ・精神障害者の地域移行及び地域定着を推進する。
障害福祉計画目標設定(平成29年まで)
(入院後3か月時点, 入院後1年時点, 1年以上入院者を10%減少)

短期(次年度)目標

- ・保健所毎での地域移行連携推進(連携会議の開催や地域毎の取組の実施)
- ・相談支援マニュアルの検討及び作成
- ・精神障害者の地域移行に係る人材育成研修の実施と整理, 関係機関と連携した研修の検討
- ・多職種連携に係る研修の実施方法検討及び実施, 評価

○目標達成のためのスケジュール

時期	主体	実施内容
年間 4・5月 ～ 4・7月	保健所 当課, 団体, 精神保健福祉 センター, 保健所 等	・各圏域ごとに地域移行連携体制の検討(会議, 研修企画等) ・相談支援マニュアルに係る検討委員会(定期開催) * 有識者団体委託。年度内完成
7月	精神保健福祉センター 当課 当課, 精神保健福祉センター, 保健所, 関係団体 等	・保健医療関係者の基礎研修 ・障害福祉・介護保険・老人福祉サービス従事者基礎研修 ・人材育成に係る検討会設置(定期開催) 研修企画, 実施, 評価